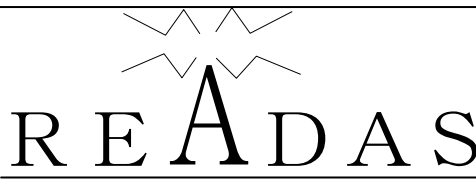


第 5044 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月12日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

死亡した事業主の従業員に対する退職金

Q：父が先日亡くなり、私が父が経営していたお店を継ぐことになったのですが、従業員の方には経営者が代わったこともあり、一度退職金を払うこととしました。この退職金は、父の所得の必要経費になるのでしょうか？

A：事業が廃止されたとは認められないので、必要経費に計上することはできないものと思われます。

【解説】

個人事業者が事業を廃止した場合において、その事業の費用又は損失で、その事業を廃止しなかったならば、その者のその年分以後の各年分の事業所得の必要経費に算入されるべき金額が生じた場合は、その金額は、事業所得の必要経費に算入するという取扱いになっています。

ところで、事業主である個人が死亡した場合の事業が廃止されたかどうかの判断ですが、通常の場合は、相続人は、相続により被相続人の事業経営者としての地位も承継するのですが、被相続人の明白な意思により、あるいは、事業を継続し得ない相当の事情により、相続人が直ちに事業継続の意思を放棄し、相当の期間内に事業の廃止に伴う業務を行った場合には、その事業は被相続人の死亡により廃止されたものと解されます。

お尋ねの場合は、事業が継続されているということですから、事業が廃止されたとはいえません。したがって、退職金を必要経費に算入することはできないこととなります。

